

札幌医科大学における研究活動上の不正行為に関する調査結果について

令和5年2月13日

札幌医科大学

1. 調査に至った経緯・概要

令和3年12月28日、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「札幌医科大学」という。）の元教員（以下「元教員」という。）から、札幌医科大学医学部小児科学講座五十嵐敬太助教（当時）（以下「五十嵐元助教」という。）が雑誌に投稿した論文について、研究活動における不正行為である不適切なオーサーシップや盗用の可能性があるとする告発が電子メールでなされ、札幌医科大学は令和4年1月4日、これを受理した。

本告発について、札幌医科大学では「北海道公立大学法人札幌医科大学における研究活動に関する不正防止プログラム（以下「不正防止プログラム」という。）に基づき、令和4年1月11日付けで予備調査委員会を設置し、本調査実施の必要性について調査を行ったところ、告発内容について更に調査の必要性が認められることから、本調査を実施することを決定し、同年2月10日に調査委員会を設置した。

2. 調査

(1) 調査体制

調査委員会（学内委員2名、学外委員2名、計4名）

学内委員：

齋藤 豪 医学部長（委員長）

時野 隆至 医学部附属フロンティア医学研究所ゲノム医科学部門・教授（副委員長）

学外委員：

古川 洋一 東京大学医科学研究所臨床ゲノム腫瘍学分野・教授

橋場 弘之 田村・橋場法律事務所・弁護士

(2) 調査期間 令和4年3月2日から令和4年10月27日

(3) 調査対象

調査対象論文：告発調査対象論文1編

調査対象者：被告発者及び札幌医科大学医学部附属フロンティア医学研究所病態情報学部門小海康夫元教授（令和3年3月31日付け退職）（以下「小海元教授」という。）

調査対象経費：

- ① 告発者が研究代表者となっている平成26年度から平成27年度における競争的資金
- ② 被告発者が研究代表者となっている平成28年度から平成29年度及び令和3年度から令和5年度における競争的資金

(4) 調査方法・手順

・告発内容の確認、予備調査結果の確認、本調査の方針

- ・ 著者の役割と位置づけ、研究に対する寄与度の確認、整理
- ・ 調査対象論文、研究ノート、研究データ等の比較分析
- ・ 告発者と調査対象者間及び被告発者を含む調査対象者間のメールの記録確認
- ・ 調査対象者からの聞き取り（ヒアリング調査）等

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

特定不正行為：なし

特定不正行為以外の不正行為：不適切なオーサーシップ（著者として記載すべき研究者を謝辞に記載）

(2) 不正行為に関与したと認定した研究者

調査対象者 2名

(3) 不正行為が行われた調査対象経費

前記2(3)の調査対象経費は、調査対象論文と科学的・学術的関連性が認められるが、それぞれの研究活動やその成果に盗用をはじめとする特定不正行為に該当する事実は認められなかった。

また、不適切なオーサーシップであると認定した調査対象論文の作成及び投稿に当たり、調査対象経費が使用された事実は認められなかった。

(4) 判断理由

- ・ 特定不正行為以外の不正行為：不適切なオーサーシップの認定について

元教員が調査対象論文前半の骨格になる研究成果を挙げていることは、調査対象論文・研究ノート・研究データ等の比較分析および調査対象者からの聞き取り調査から明らかである。調査対象論文において重要な役割を果たした元教員を共著者に加えず謝辞の対象とした研究室の主催者である小海元教授は、責任著者・筆頭著者・共著者を決定する立場にあった。調査対象論文の投稿前に小海元教授が元教員に宛てたメールには、元教員を第一著者とする旨記載していた。

論文投稿後に、元教員から、著者校正（オーサーコレクション）の依頼があった。これを受けて責任著者である五十嵐元助教は、共著者全員に元教員を共著者に追加することの同意を求めたが小海元教授1人だけが同意しなかった。

小海元教授は、独立した研究者である助教等に対して適切な指導をしなければならない立場にありながら、ディスカッション等のコミュニケーションを十分に行っていなかったという問題がある。オーサーシップに関しても適切に行われていたと判断できない。この点についても、小海元教授の助教というポジションに対する理解不足による誤った解釈から生じた優位的地位の濫用といえる。

日本医学会 医学雑誌編集ガイドライン（2015年3月）が定める著者資格は、基準4項目（① 研究の構想もしくはデザインについて、または研究データの入手、分析、もしくは解釈について実質的な貢献をする。② 原稿の起草または重要な知的内容に関わる批判的な推敲に関与する。③ 出版原稿の最終承認をする。④ 研究のいかなる

部分についても、正確性あるいは公正性に関する疑問が適切に調査され、解決されるようにし、研究のすべての側面について説明責任があることに同意する。)のすべてを満たすことを挙げている。

元教員は、①の研究データの入手、分析、解釈について実質的な貢献をしている。②の原稿（フィギュア）の起草に関わっている。④に関しては、本調査において自分の研究データのいかなる部分についても説明する責任があることにも同意している。

「③ 出版原稿の最終承認をする。」に関しては、調査対象論文の投稿の際に、自身のデータが使われていることについて連絡を受けておらず、また投稿論文を確認する機会が与えられていなかった。しかしながら本調査の中で、「共著者として本論文に自身の名前が記載されるならば、本論文の発表について承認する。」との意思を得ている。

したがって本調査委員会では、本来ならば①から④の全てを満たしており共著者の資格があったが、不適切な取扱いのために共著者に加えられなかったと判断した。

・ 特定不正行為：盗用の不認定について

調査対象論文において、元教員が告発している実験データについては、

- (1) 研究のアイデア・仮説は、小海元教授がそれ以前の研究成果から発案したものであること
- (2) 遺伝子改変マウスを作製することについても小海元教授の指導があったこと
- (3) 遺伝子改変マウスを用いた実験は、被告発者である五十嵐元助教と元教員教の共同作業で得られていること

から、発案・実験データ・解析情報を含む成果は元教員のオリジナルの占有成果とは言いがたい。むしろ元教員を含めた共同成果であったと理解される。元教員が当該研究室在職中は、研究室内の少なくとも小海元教授、五十嵐元助教と実験データ・解析情報が共有されており、それらのデータ・情報を基にして論文作成を目指すことも共通認識とされていたことから、盗用と判断するのは困難である。

しかしながら、実験データ・解析情報の実質的な生産者で、本研究の中で重要な貢献を果たした元教員を共著者にしないで論文を発表したこと、また元教員に事前の連絡・相談・承諾なく実験データ・解析情報を含む論文を投稿したことは、研究者の信頼を裏切る不誠実な行為であり看過できるものではない。

しかも、実質的研究責任者であった小海元教授から元教員、五十嵐元助教に宛てたメールで、元教員が貢献した研究データを含む論文の筆頭著者にすると過去に記載していたことから、元教員を共著者にしないで論文を発表したことは「不適切なオーサーシップ」と言わざるを得ない。本行為は特定不正行為とは認定できないまでも、研究倫理を逸脱した不正行為であり、研究者・教育者として信義にもとる行為である。

4. 本学が行った措置

調査対象論文の責任著者である被告発者の五十嵐元助教及び指導教員であった調査対象者の小海元教授に対し、告発者を共著者に加える手続きを速やかに行うよう、不正防止プログラムに基づき勧告した。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本件の「不適切なオーサーシップ」は、日本医学会医学雑誌編集ガイドラインの無理解あるいは曲解、助教という独立した研究ポジションに対する小海元教授の理解不足による誤った解釈から生じた不正行為である。これには、小海元教授個人の研究倫理に対する姿勢の問題によるところが大きいが大学として教職員の不正防止等への教育が不足していたことも発生要因の1つである可能性がある。

(2) 再発防止策

全教職員が参加し、外部機関に依頼し毎年実施しているコンプライアンス研修会等の機会に、本調査で明らかとなった事実の概要や発生要因について共有を図るとともに、改めて研究成果の公表に際しての留意点と管理責任体制等について、以下の内容の再周知を図ることが必要である。

特定不正行為である「捏造」、「改ざん」、「盗用」のほか、日本医学会 医学雑誌編集ガイドラインの正しい理解を含むオーサーシップの適切な取扱いについて改めて注意喚起を行い、研究者は研究開始、遂行、成果公表等の段階に応じ、それぞれ「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務」を負っていること、研究成果公表に当たっては責任著者、共著者ともにそれぞれ責任をもって内容や表示の確認をすべきであることの再認識と義務履行の喚起を行う。

以 上